

議 第 一 号

仙台市駐車場条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成十八年二月十六日

提 出 者

議 員

嗟 峨 サダ子

” 正 木 満 之

” 花 木 則 彰

” ふるくぼ 和 子

” 船 山 由 美

賛 成 者

議 員

福 島 かずえ

仙台市議会議長
柳 橋 邦 彦 様

仙台市駐車場条例の一部を改正する条例

仙台市駐車場条例（昭和四十七年仙台市条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（回数券の交付）

第六条の二 市長は、別に定める本市の庁舎（市の事務又は事業の用に供する建物で市長の管理に属するものをいう。）における用務により仙台市二日町駐車場又は仙台市勾当台公園地下駐車場を利用した者に対し、回数券を交付することができる。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

本市の行政庁舎駐車場の混雑による市民の不便を解消するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。